

World City Bar Leaders Conference 世界大都市弁護士会会議 開催報告

2017年9月27日から同月30日まで世界大都市弁護士会会議（WCBL）が当会で開催され、世界各国から多数の法曹関係者が来日した。

*表紙裏にカラー写真掲載

Report 1 世界大都市弁護士会会議2017年東京会議開催の報告

国際委員会委員長 山原 英治 (44期)

1 WCBLの概要

世界大都市弁護士会会議（World City Bar Leaders Conference：略称WCBL）は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有する目的で創設され、ニューヨーク、ロンドン、パリ、そして当会の4弁護士会が創設メンバーである。

WCBLはIBA（International Bar Association。国際法曹協会）のような大規模な会合と違い、会長ら首脳級が少人数且つ家族的な雰囲気の中で交流することに特徴がある。第1回がニューヨークで開催されて以降、パリ、上海、シカゴ、ロンドン、東京、モントリオール、フランクフルト、フィラデルフィア、そしてバルセロナと、今まで10回にわたって開催されてきた。当会も原則として副会長を含む複数のメンバーを派遣し積極的に参加している。例えば、筆者はフィラデルフィアにおいて東日本大震災と福島原発事故における被災者救済の当会活動報告を行い、同じく登壇した米国同時多発テロ被害者救済ファンド創設に尽力した著名弁護士Kenneth R. Feinberg氏と意見交換した。WCBLは当会課題の一つである「国際化」の具体例として、当会諸活動の対外発信の貴重な機会である。同時に海外大都市弁護士会との多面的交流を実現する「ハブ」機能を持つ。

2 WCBL東京会議の開催

WCBLは北米、欧州、そしてアジアを1年半毎に巡回することを慣例としてきた。WCBL活性化の意図もあり創設メンバーである当会が2017年のホストを務めることで前回バルセロナでの賛同を得た。ただ、ちょうど

LAWASIA2017年東京大会とぶつかるタイミングであり、国際委員会メンバーの中にLAWASIAで役割分担している者が多かったため日程設定は厳しいものがあった（同大会翌週の2017年9月27日から30日で開催）。直前にバルセロナでテロが発生し対応のため同会会長が来日できなくなるなどの事態も発生したが、当委員会ロジ担当者の1年近くの招聘努力が実り、台北の初参加を含む約15弁護士会、約25名もの多数の海外参加者を得ることができた。慣例により各弁護士会から最近の状況を報告する「Bar Presentation Time」があり、例えばワルシャワからは政府による司法介入問題など最新の状況が報告された。「法へのアクセス」等の共通関心事項を報告する各「セッション」は当会英語版HPに掲載したとおりであるが（<https://www.toben.or.jp/english/>）、それぞれのセッションでは少人数間の親密な雰囲気の中で他会参加者からコメントが出るなど従前からのWCBLの特徴が発揮された。ただし、全ての参加者によるプレゼン型セッションアレンジを限られた時間枠に詰め込もうとしたため、参加者間の「横の討議」はやや充実さを欠いた。次回のホストとなるシカゴから共通課題を事前に十分練るメカニズムが必要との問題提起があり、この点は課題となった。

3 WCBL東京会議開催の意義

他方、歓迎会やエクスカッション等のアレンジは近年のWCBL開催例を凌駕する水準で参加者の感動を得たようである。その中で、当委員会担当磯谷副会長はじめ当会理事者が積極的に海外からの参加者と交流したことは当会の海外発信として意義深い。特に、

渚上会長がウェルカム・スピーチを含む度々のスピーチを翻訳者を介さず「自らの言葉」で「英語で」「直接」参加者に語りかけたことは重要である。「ミス・フチガミが東京弁護士会の初めての女性会長となったことを祝します。ただ、それは女性だからという理由ではなく、その能力によって、という理由によるものと認識します」とモンリオール会長は海外弁護士会の代表として会食の答礼で語った。当会のトップ外交が与えた印象として、ここに記録する。



渚上会長プレゼンテーション

Report 2 WCBLレクリエーション企画の報告

国際委員会委員 蔵元 左近 (57期)

今回、筆者はWCBLのレクリエーション企画担当チームの取り纏め役として、ウェルカムディナーとエクスカッション（イベント）の企画・実施を担当した。以下、ポイントのみとなるが報告を行うこととした。

1 レクリエーション企画の準備

弁護士の国際会合では通例となっており、また、これまで開催されてきたWCBLでも実施されてきたことから、国際委員会で、今回のWCBLでもレクリエーション企画を実施することを決定した。

これを受けて、委員会内でレクリエーションチームが設置され、2016年10月頃から準備を開始した。最初はアイデア出しということで、各委員やチームメンバーからの意見を募ったところ、多様な意見が出た。例としては、皇居（内）一般参観、相撲部屋訪問、歌舞伎鑑賞、築地市場見学、茶道体験、ジブリの森美術館見学等があった。もっとも、WCBLの日程上の理由や、外国人一般に受けが良い内容という視点でふるいに掛けるとほとんどがNGになってしまい、結論としては、①はとバスツアー、②屋形船での夕食、および③最高裁見学に落ち着くこととなった。いずれも、筆者を含む国際委員会の委員数名が同行した。

2 レクリエーション企画の内容

(1) はとバスツアー

英語ガイド付きでのツアーを予約・実施した。時間

が限られていたため、ルートとしては皇居を外から見学し、浅草寺を参拝するという内容となった。英語ガイドからは皇居に関する説明の中で日本の歴史についての分かり易い解説をしてもらい、参加者にも好評であった。浅草寺でも参加者は興味を惹かれたようで、楽しそうに写真を撮っていた。

(2) 屋形船

参加者に屋形船に乗船してウェルカムディナーを楽しんでもらう企画を実施した。晴海乗船場を出発し、レインボーブリッジを经过お台場を周遊するコースであった。本企画には、磯谷文明副会長にもご参加いただいた。最初は小雨模様であったが、途中で天気回復し、コース途中で船の屋上に出る時間帯には雨が止み、参加者に東京の夜景を堪能してもらうことができた。一般的に、屋形船は日本風の船上で和食を楽しむという点で海外からのゲストに人気であるが、今回は特に屋形船運行会社のお抱えの英語ガイドが流暢な英語を操るエンターテイナーであったため、参加者も大いに盛り上がり、大好評であった。

(3) 最高裁見学

当会から最高裁へ事前に要望を出し、見学を実施した。最高裁には現在、当会出身の鬼丸かおる判事がおられることから、参加者に対して特別にご挨拶を頂いた。見学したのは大法廷と大ホールであった。参加者は弁護士とその配偶者ということから、全員が興味深そうに最高裁の担当者の説明に聴き入っていた。



最高裁見学

3 まとめ

組織である弁護士会間の友好関係も、結局のところは各々に所属する弁護士の心情と、弁護士間の個人的な関係がその基礎にある。レクリエーション企画は、参加者にその国の良い思い出を持ってもらい、弁護士間で個人的な関係を築くことにより、弁護士会間の友好関係を強化する効果を有する為、WCBLでもこれまで実施されてきたものである。今回、国際委員会の委員は、いずれも手弁当でレクリエーション企画に同行したが、当会と各国弁護士会との友好関係の強化の一助になったとすれば嬉しく思っている。

Report 3 周到的準備と会期中の機転の大切さ

国際委員会副委員長 富松 宏之 (64期)

WCBL東京会議は、大盛況のうちに閉会した。別際の参加者の笑顔が、何よりもそれを雄弁に物語っていた。筆者は、幸いにもロジチームのサブリーダー・東京派遣団の一員として今回のWCBLに関与することができたので、その足跡をここに記録したい。

1 準備

国際委員会内においては、準備の第一歩として、チーム編成がなされた。①前頁で紹介されたレクリエーションチームに加え、②会議のテーマを設定するとともに、セッションの内容を各国弁護士会と調整するプログラムチーム、③ウェルカムレセプションを始め、参加者と交流を深めるための食事会を企画し、お土産も選定する（今回は風呂敷）レセプションチーム、④パンフレット、レジストレーションバッグ等を作成する広報チーム、⑤予算作成、収支管理その他の財務関係を所管する財務チーム、そして、⑥全体スケジュールを作成し、各国弁護士会とのコンタクト窓口を担当するロジチームの計6つのチームである。

各チームには、リーダーとサブリーダーが置かれ、委員会の前後の時間等を活用して、会期に間に合うよう、それぞれが周到的準備を行った。

もっとも、各国弁護士会のスピーカーの当方からの連絡に対する反応時間に差があり、肝心なセッション

の内容については、ギリギリまで調整が続いた。当委員会内のみで完結しない準備の難しさを痛感したものである。

2 会期中の対応

WCBLの会期中は、十分な準備がなされていたこともあり、比較的スムーズに進行した。会期中にセッション資料の追加等もあったが、プログラムチームの担当者が当日の朝に対応し、支障が出ることもなかった。

また、セッションから食事やエクスカージョンへの移動の際には、東京派遣団の9名を中心に、相互に声掛けを行い、参加者がはぐれることのないように気をつけていたため、円滑に移行することができた。特に有用であったのは、移動等が生じる度に、口頭のみならず、参加者全員で構成されるメーリングリストにおいて詳細の情報を共有したことである（英語・中国語を併用）。

会期中には、参加者の一部がディナーをパスしたり、諸事情から急に帰国したりとハプニングにも見舞われたが、委員長を初めとした国際会議の経験が豊かな委員の方々が、その都度、機転を利かせて対応して下さり、大きな混乱が生じることはなかった。

3 大成功の理由

冒頭で述べたとおり、WCBL東京会議は、文字通り「大成功」に終わった。このように成功を収めた理由を分析すると、①周到な準備がされていたこと、②会期中の様々な状況の変化に、臨機応変に柔軟に対応できたことがその主なものである。そして、これらの背景にあるのが、英語を駆使し、コミュニケーション能力が高く、国際会議の経験が豊かな委員の方々の存在である。

国際委員会は、こうした委員が数多く所属し、また、後進も育成されていることから、当会の海外に対する情報発信という観点からは、今後も継続的かつ安定的に貢献できるように思う。筆者も今回を良いきっかけとして、その一助となれるよう、一層奮起したい。

末筆ながら、大成功のもう一つの理由は、当会広報課の石井祐子氏を初めとした職員の方々の準備段階から閉会に至るまでの献身的なサポートである。ここに記して心からの謝意を表したい。

Column 〈コラム〉 理事者にとっての国際交流

副会長 磯谷 文明 (46期)

国際委員会担当としてWCBLに参加しました。各国の弁護士会のトップが集まって、さまざまな課題が議論されました。個人的にはワルシャワの弁護士たちが、母国での司法の独立性の危機を訴えていたのが印象的でした。1対1の友好協定もよいですが、WCBLは一度に多数の弁護士会と交流を深められることが利点です。

理事者が国際的な視野をもって会の運営に当たったことは、とても重要であると思います。弁護士の国際化は民事司法改革の中心的テーマのひとつ。外国の弁護士たちが何を考えているかを知らなければ、国際化の舵取りはできません。WCBLによる交流が末永く続くことを期待します。

Report 4 バルセロナ弁護士会及びローマ弁護士会との 友好協定締結

国際委員会委員長 山原 英治 (44期)
副委員長 広瀬 元康 (58期)

当会は2017年9月27日ローマ弁護士会と、そしてその翌日バルセロナ弁護士会と、それぞれ友好協定を締結した。打診の時間的経緯に準じて、以下バルセロナ弁護士会との締結経緯を報告し、その後ローマ弁護士会に関して報告する。

1 **バルセロナ弁護士会 (Il·lustre Col·legi de l'Advocacia de Barcelona)** は、スペインでは首都のマドリッド弁護士会に次ぐ大規模会であり、欧州で最も国際交流が活発な法曹団体の一つでもある。当会は従前からWCBLを通じてバルセロナ弁護士会とは交流があり、2016年冬のパリ弁護士会主催ランチ会合でも筆者(山原)への非公式打診があった。2017年WCBL東京会議に際して会長が来日するので、その機会に締結を希望する旨公式打診を受けたものである。

2 その間の交流であるが、バルセロナ弁護士会は隔年で2月頃、**International Trade Fair of the Legal Profession**というイベントを開催し、世界各国の弁護士その他の法曹関係者を招聘する。当会もその招聘を受け、2017年2月、欧州業務を多く扱う筆者(広瀬)を同行事に派遣した。同行事は2日間にわたり行われ、招聘された各国の弁護士は、自らの所属する弁護士会や法律事務所等について、Speakers' Corner 円陣を組んで、また時にはElevator Pitchと呼ばれる方式で、壇上にて自己紹介を行った。また、2日目の夜には、バルセロナ市内の大学街で立食形式のGala Dinnerが催され、スペインらしく深夜まで数百人が酒席で歓談する大盛況となった。遠い日本からの参加者は筆者(広瀬)のみに見えたため(ちなみにバルセロナ弁護士会は大阪弁護士会とも友好協定を締結している)、東京

弁護士会の活動や国際交流のあり方その他国境を越えた法律問題をめぐる関心事等について、第5言語であるスペイン語を駆使して最大限アピールに努めた。

3 友好協定締結式に先立つ2017年8月17日、バルセロナの観光名所ランブラス通りでテロが発生し、大勢の市民、観光客が犠牲者となった。犠牲者や遺族への法的支援活動の必要があり、Eugènia GAY会長の来日は急遽取りやめとなった。その代理としてDeputy General ManagerであるMarta Isern氏が来日し締結式に臨んだ。当会からは、瀧上玲子会長、磯谷文明副会長及び筆者（広瀬）が列席した。締結式は弁護士会館の来賓室で行われ、相互に弁護士会の紹介や今後の交流への意欲についての意見交換がなされた。

4 他方、ローマ弁護士会（Ordine degli Avvocati di Roma）であるが、こちらは従前WCBLなどで当会として直接の交流があったわけではなく、この点はバルセロナ弁護士会とは若干事情が異なっている。当委員会早川吉尚委員が海外での国際会議に出席していた際に先方から打診があったというものである。一般的に言えばWCBLなどでの交流をある程度経て、先方を良く知ったうえで友好協定締結が好ましい。ただ、ローマ弁護士会はイタリアにおいて最大規模の弁護士会であり、「格」の点で当会が相応しくその打診を見送るべきではないという意見が当委員会内には強かった。当委員会において

その他諸事情も検討のうえ「締結妥当」との意見を示し、理事者会での審議を経ての締結となったものである。9月27日、WCBL東京会議開催直前に瀧上玲子会長、磯谷文明副会長、早川委員、そして筆者（山原）が締結式に臨み、ローマ弁護士会からは会長代理として来日したMarco Giorgi氏が列席した。締結式の際にはローマ弁護士会Avv. Mauro Vaglio会長からのビデオによるメッセージが披露され、こちらでも今後の交流意欲が示されたところである。なお、筆者（山原）は11月にパリ弁護士会による定例の「新年式」への会長代理出席に先立ってローマに赴き、ローマ会長に当会会長代理として答礼訪問した。

以上がバルセロナ及びローマ各弁護士会との友好協定の経緯である。

5（友好協定の意義）ところで、このような海外弁護士会と締結する友好協定の内容については、事前に当委員会内で交流の具体的な内容が議論される。というのは、これまでこの種の締結打診がある場合、先方からドラフトが提示されることが多いが、例えば相互の会員が定期的に他方会もしくは所属会員事務所研修を受ける機会を与える、あるいは相互に図書館を開放する等、当会の「国際化」の進捗状況に照らして現状では受諾が難しい内容があるからである。現時点では、原則的にその種の具体的な内容は友好協定締結後に協議する、というスタンスでまずは応じることにしている。ただ当会に対する諸外国弁護士会からの期待は大きい。「日本で最大の弁護士会と友好協定を締結している」ということ自体がある種のステータスらしく、当方から「東京には三つのTokyo Barがある」と説明しても、驚かれることは多いが当会との締結をまずは志向してくれる点は、先方期待に比しての当会国際化の進捗実態に照らし若干面映い部分ではある。例えば、既に締結済みのパリ弁護士会は定期的に当会会員を先方の研修に受け入れてくれているし（勿論フランス語である）、シカゴや香港からは当会主催の国際セミナーに講師を派遣してくれる。当会の対応としても「国際化」の文脈の中でできることは何か、課題として認識しなければならない点である。



①ローマ弁護士会Avv. Mauro Vaglio会長と国際委員会山原委員長（2017年11月29日ローマ弁護士会訪問時）
②ローマ弁護士会会長から贈呈された記念のメダル
③当会から贈呈した京都のお土産